

「あわら年末年始プレミアム付商品券発行事業」概要

1. 目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で落ち込んだ市内小規模事業者や宿泊事業者等の需要喚起と、感染リスクに不安を抱えながら生活する市民の皆様への家計支援を目的として、年末年始の期間限定で、プレミアム付商品券を発行する。
2. 発行団体 あわら市
3. 商品券概要
 - 1) 発行内容
 - (1) 価格・額面 1セット 10,000円で12,000円(1,000円券12枚綴)の商品券
 - (2) 発行数 20,000セット(総額24,000万円)
 - 2) 購入対象
 - (1) 対象者 あわら市内の全世帯(世帯毎の申込)
 - (2) 限度額 1人1セット、1世帯最大4セット
 - 3) 申込方法 市広報10月号折込み又は市役所・各公民館備付けの申込はがきにてあわら市へ申込み(10月19日～11月13日)
 - 4) 引換販売 あわら市役所(金津・芦原)・市内郵便局(吉崎郵便局、細呂木郵便局、坪江郵便局、北潟郵便局、本荘郵便局)
(引換販売期間 11月20日～12月11日)
 - 5) 使用期間 令和2年12月1日(火)より令和3年1月31日(日)の2カ月間
 - 6) 取扱店 あわら市内に店舗を有し、取扱店の参加資格(裏面注意事項3参照)を満たす登録事業所
 - 7) 参加登録 登録申込書(別添)にてあわら市商工会へ申込み【参加登録 無料】
 - 8) 回収・換金
 - (1) 期間・日時 令和2年12月1日～令和3年2月10日の間の、毎週月曜日・水曜日・金曜日(12月29日～1月3日及び祝日を除く)
10時～16時
 - (2) 場 所 あわら市商工会本所(市姫1-9-21)
 - (3) 方 法 商工会受付に持参、枚数確認の上、小切手にて支払う
注1 使用済み商品券の裏面に事業所名を記入又は押印し、商工会備付けの換金依頼書とともに提出する
注2 商品券の換金額は額面どおりとし、市内で営業しない事業所が持ち込んだ場合は換金対象としない
 - (4) 換金手数料 【手数料 無料】
 - 9) その他 各事業所における集客の為の独自サービス付加は可とする

注意事項

1. 商品券の取扱における厳守事項

- ① 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- ② 商品券を現金化することは不可とする。
- ③ 商品券額面に利用が満たない場合、釣銭を出すことは不可とする。
- ④ 不足分は現金等で受け取ることにする。
- ⑤ 利用期間を過ぎた商品券の受取は不可とする。
- ⑥ 商品券の紛失及び盗難に対し、あわら市及びあわら市商工会はその責を負わない。

2. 商品券の利用対象にならないもの

- ① 不動産又は金融商品
- ② たばこ
- ③ 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業への支払い（ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く）
- ⑤ 国税、地方税、使用料その他の公租公課

3. 取扱店の参加資格

商品券取扱店（以下、「取扱店」という。）の参加資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業・小規模事業者とする。

- ① あわら市内に店舗、事業所等を有する者
- ② あわら市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者
- ③ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っていない者（ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く。）
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる営業や公序良俗に反する営業を行っていない者

上記の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、取扱店としない。

- ・ 法人及び役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ・ 上記〔2. 商品券の利用対象にならないもの〕に記載の取引、商品のみを取扱う事業者

4. 取扱店の責務等

- ① 商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、商工会が配布するポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ② 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市まで報告すること。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取扱う全ての係員に周知すること。
- ③ 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- ④ 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- ⑤ 商品券の使用期間中（令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 3 1 日）は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は不可とする。
- ⑥ 業務上知り得た個人情報等は厳重に管理すること。当事業終了後においても同様とする。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、国や県、業界団体が示すガイドラインを遵守徹底する。